

「食料・農業・農村基本法」改正に対する意見

～食料自給率の向上に向けた国産農畜産物の利用拡大について～

2024年2月5日

公益社団法人 日本農業法人協会

第213回通常国会に「食料・農業・農村基本法」の改正案の提出が見込まれている。

平時における食料安全保障強化を実現するためには、国産農畜産物の消費拡大による食料自給率の向上が今まで以上に求められている。

食料自給率の議論は、国産農畜産物の生産拡大の面を中心になされていたが、並行して食品産業事業者及び消費者における国産農畜産物の利用・消費拡大を図っていく必要がある。

効率的かつ安定的な農業経営を営む農業法人をはじめとする大規模経営は、農業生産の相当部分を担い、今まで以上に国民への食料安定供給機能の中心的な役割を果たしていく決意であるが、食品産業事業者による国産農畜産物の利用拡大が不可欠であり、下記事項を申し入れる。

記

- 1 食品産業事業者が輸入依存度の高い農畜産物（小麦・大豆・そば、加工・業務用野菜、乳製品等）を国産農畜産物に切り替えるためには、農業生産者サイドが国際競争力のある農畜産物を需要に応じて生産する必要がある。そのため、農畜産物の生産性向上及び品質の均一化に向け、農地の集積・集約化を強力に進め、「適地適作」を推進すること。
- 2 食品産業事業者が国産農畜産物をより一層利用拡大していくため、国産農畜産物の利用拡大に資する施設（製粉施設、冷凍加工貯蔵施設、乳製品（脱脂粉乳等）加工施設等）の整備を積極的に支援すること。また、国産農畜産物の利用拡大を一層後押しするため、特定農産加工法に基づく特例措置等、資金面及び税制面での優遇措置の一層の拡充を図ること。

（参考）食品産業事業者による国産農畜産物利用が進まない事例

- ・ 小麦や大豆において、食品産業事業者が品質のばらつきや供給量等を理由に仕入れを控えている。
- ・ そばにおいて、国産の利用意欲のある製粉業者であっても、その価格が高く、仕入れを諦めざるを得ない。

以上